

富山市公設地方卸売市場再整備事業

第2回質疑書に関する回答

令和2年12月10日

富山市

募集要項 質問記入欄

No	別紙 番号	頁	第1	(1)	①	i)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1		8	4	(2)	①	ii)	a		解体対象施設の解体・撤去業務	<p>前回質疑において、解体業務に関する発注書の発行はないということですが、解体対象施設は富山市さまの所有建物であるという認識です。費用負担は基本協定書案の中でお示しいただいておりますが、解体業務を事業者で実施するにあたり、富山市さまとの別途書面による約定についてご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>指示書等の発行を検討します。</p>
2		10	4	(3)	④	iii)			施設の賃借条件	<p>前回質疑において、事業者の調達金利が大幅に変動した場合に賃料改定の協議をするとのことご回答いただきましたが、富山市斎場PFI方式等を参考にリース金利を10年毎に改定出来ることを前提にご変更を検討いただけないでしょうか。</p>	<p>事業者の調達金利の改定時期は、事業者の借入期間を踏まえ、事業者の提案により協議を行うこととします。</p>

応募登録書類様式集 質問記入欄

No	項または 様式No.	1	①	項目等	質問内容	回答
1	1-2			応募者の 構成表 注意書き	<p>注意書きとして『「民間施設運営」は、民間施設にテナントとして入居する企業を記載してください。』とありますが、本事業は中長期事業です。民間施設のテナント入居も今からでも4、5年以上は時間を要す為、現時点で、入居を希望するテナント全てを記載することは不可能です。ここでは民間施設全体を1棟借りして管理をしていく企業を記載することでもよいでしょうか。</p>	<p>様式1-2に記載する「民間施設運営」に係る企業は、「民間施設実施企業」又は応募グループに属する「民間施設にテナントとして入居する企業」(民間施設運営の核となる企業)を記載してください。 なお、テナント企業は、提案書提出時点で記載できる企業のみで結構です。</p>

定期建物賃貸借契約書(案) 質問記入欄

No	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	3	7	2	(3)	賃料	<p>従前の質疑において、大規模修繕は事業者負担とならないが、設備の更新は必要に応じて事業者負担とする旨の回答がなされています。工事の内容によっては、その区分が曖昧となるケースがありますが、曖昧な状態ですと事業者側での事業計画に大きな影響が出ますので、修繕費用の負担区分表につきまして改めてご検討をお願いします。</p>	<p>事業者が設置した設備は事業者にて負担し、本市又は市場内業者が設置した設備は本市又は市場内業者の負担とします。</p>